



平成19年8月22日

各 位

会 社 名 ミヤチテクノス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田尻 康
(コード番号 6885 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員常務 古越 周
管 理 本 部 長
(TEL. 03-5246-6700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年8月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第36回定時株主総会（平成19年9月27日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の発行可能株式総数は、平成17年に20,000,000株に変更致しましたが、株式の分割、新株予約権の行使等に伴い、平成19年6月末日時点での発行済株式総数は、12,030,685株となっております。激動する企業環境の変化に対処し、今後の資本政策の機動的な展開を可能とするため、発行可能株式総数を40,000,000株へと変更するものであります。(変更案第6条)

また、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。(変更案第46条、第47条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,000,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株</u>とする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年6月30日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(期末配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年6月30日とする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、<u>取締役会の決議によつて、毎年12月31日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

以 上